

## 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

接骨院・整骨院で施術を受けるとき、国民健康保険が使える場合と使えない場合がありますので、ご注意ください。



### 健康保険が使えないとき

(全額自己負担)

- (1) 医師の同意のない「骨折」・「脱臼」の施術(応急手当を除く)
- (2) 疲れや慢性的な要因、老化による「肩こり」・「腰痛」
- (3) スポーツなどによる「筋肉痛」・「筋肉疲労」
- (4) 病气(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)が原因の痛みやこり
- (5) 脳疾患後遺症などの「慢性病」や「症状の改善のみられない長期の施術」
- (6) 病院や診療所などで「治療中の同じ負傷」
- (7) 労働災害保険が適用となる「仕事中和通勤途上での負傷」



### 健康保険が使えるとき

健康保険が使えるのは、以下の場合のみです。

- (1) けがによる「打撲」・「ねんざ」・「挫傷(肉離れ)」など
- (2) 「骨折」・「脱臼」・「不全骨折(ひび)」

※応急手当を除き、継続してかかる場合はあらかじめ医師の診察と同意が必要です。

#### ●負傷の原因を正しく伝えましょう

負傷の原因が仕事などで労働災害に該当する場合は、国民健康保険の保険給付は行われません。

また、交通事故による場合で国民健康保険を使用したときは、必ず町民課へお知らせください(裏面参照)。

#### ●保険医療機関(病院、診療所など)との重複受診はしない

同一の負傷で、同時期に柔道整復師の施術と保険医療機関での治療を重複して受けることはできません。

#### ●療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名または捺印をしましょう

受取人代理の欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し、原則本人が署名してください。

#### ●領収書は必ずもらいましょう

国民健康保険を使った場合は、後日「医療費のお知らせ」を送付しますので、医療機関や整骨院、接骨院の領収書と請求内容を確認してください。

#### ◇国民健康保険からのお願い

医療費の適正化を目的に、文書や口頭で施術日や施術内容等について照会をすることがあります。施術の記録や領収書などを保管していただき、照会がありましたらご自身で回答できるようご協力をお願いします。

問合せ先

町民課(住民担当) 64-3112

## 交通事故などで国保を使う場合は必ず届出をしてください！

### 「第三者行為による傷病届」の提出について

交通事故や犬に咬まれてケガをした場合や、飲食店での食事が原因で食中毒を起こした場合など、自分以外の第三者の行為が原因のケガや病気の治療費は、加害者が負担すべきものです。

これらの場合に、国保を使って医療機関を受診することができますが、

**国保を使って治療した場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を町民課（住民担当）に提出してください。**

この傷病届は、後日国保がご本人に代わって加害者や加害者側の損害保険会社などに、国保が立て替えている治療費を請求するために必要な届出です。届出用紙は町民課（住民担当）にあります。

（示談についても国保へご連絡ください。）

#### 《国保からの傷病原因のお尋ねについて》

国保を使って治療をした場合

1. 第三者行為によるケガや病気ではないのか
2. 工作中や通勤途中のケガではないのか

などを判断するため、ケガや病気の原因を文書でお尋ねさせていただくことがあります。

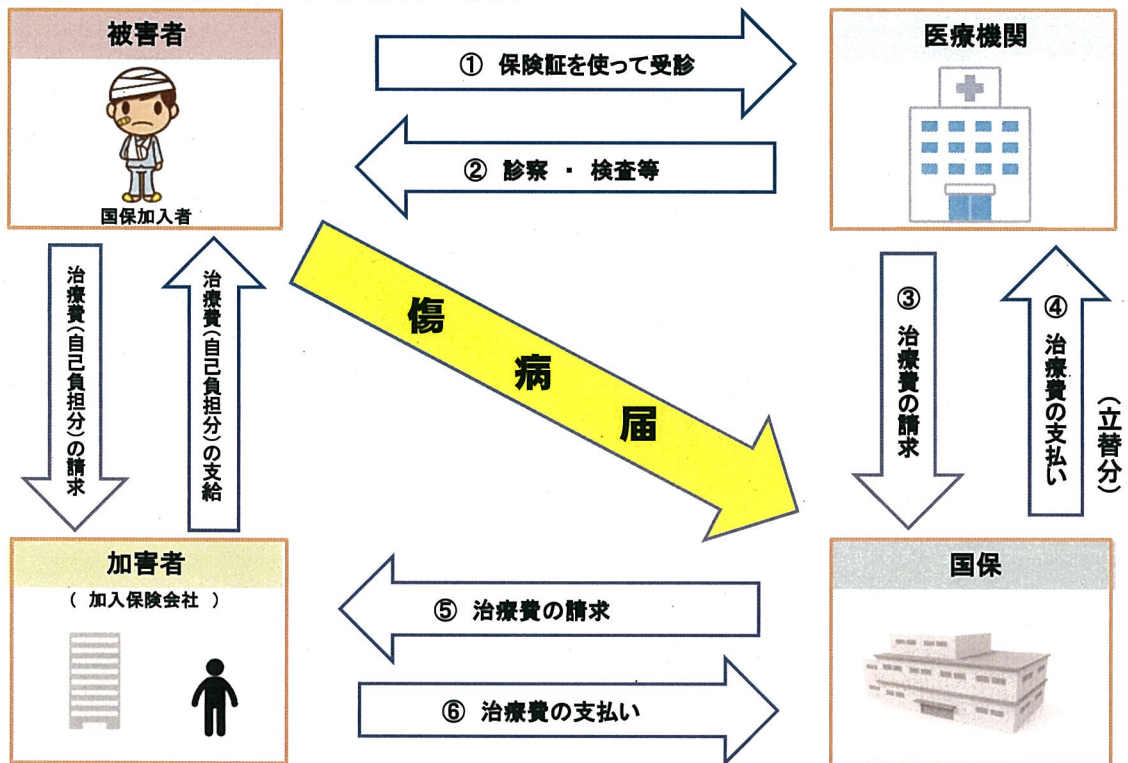
大変お手数をおかけしますが、お尋ねがあった時は必ずご回答くださるようお願いいたします。



※ 第三者の行為が原因のケガや病気の治療で国保を使用したにも関わらず「傷病届」が提出されない場合は、皆さんに納付していただく保険税で本来負担する必要がない費用を負担することになってしまいます。

**必ず届出をお願いします。**

#### 国保を使って治療を受ける場合の流れ



問合せ先

町民課（住民担当） 64-3112